

3 分野別施策の推進

(1) 女性

① 現状と課題

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第24条）。しかし、現実には、依然として社会生活の様々な場面において女性が差別や不利益を受けることが少なからずあります。また、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が未だ存在するなど、真に男女平等が実現しているとは言い難い状況にあります。

我が国においては、従来から、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきました。また、平成11年（1999年）6月には、男女の人権の尊重を基本にした男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法が制定されました。

さらに、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が平成12年（2000年）11月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が平成13年（2001年）10月（完全施行平成14年4月）に、それぞれ施行されるなど、立法的な措置がとられています。なお、DV防止法については、被害者保護の充実を図るための改正法が、平成16年（2004年）12月に施行されたところです。

本県においても、昭和54年（1979年）に女性問題の担当窓口を設置するとともに、庁内の横断組織である県婦人関係行政推進連絡会議及び婦人団体の代表者等で構成する県婦人問題懇話会を設置しました。そして、昭和56年（1981年）に県婦人対策基本計画を、平成3年（1991年）には「鹿児島女性プラン21」を策定し、男女共同参画行政の具体的、実践的な推進を図ってきました。

また、平成11年（1999年）3月には、鹿児島女性プラン21の成果を引き継ぎながら、男女共同参画による豊かな社会づくりを目的とする「かごしまハーモニープラン」を策定するとともに、平成14年（2002年）1月には、男女共同参画社会基本法を踏まえ、県、事業者、県民、市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むため、県男女共同参画推進条例を施行しました。

さらに、平成15年（2003年）4月には、男女共同参画を推進する総合的な活動拠点として、「県男女共同参画センター」をかごしま県民交流センター内に設置したところです。

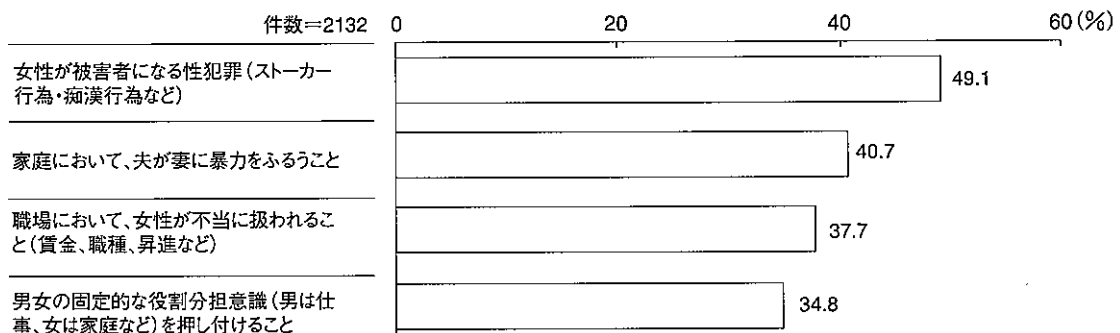
しかし、男女平等の実現に向けた各種の法律・制度の整備や教育・啓発をはじめとする各般にわたる施策の実施にかかわらず、社会の慣行・しきたりの中には女性に対する差別や偏見が一部にみられます。「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、固定的な性別役割分担意識に基づく態度や行動は、少しずつ解消に向かってはいるものの、まだ家庭や職場などいたる所で残っています。そして、これらの社会的慣習・慣行や女性の能力、適性に関する偏見が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野における男

女の共同参画を阻害する要因となっています。また、行政、企業・団体などの政策・方針決定過程への女性の参画は低い状況にあり、女性が大きな役割を担っている地域活動や産業分野における女性に対する社会的評価は、まだ十分とは言えません。雇用の分野においても、未だに、男女間の募集・採用条件や処遇等に格差が見受けられます。さらに、ドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力は、大きな社会問題となっています。

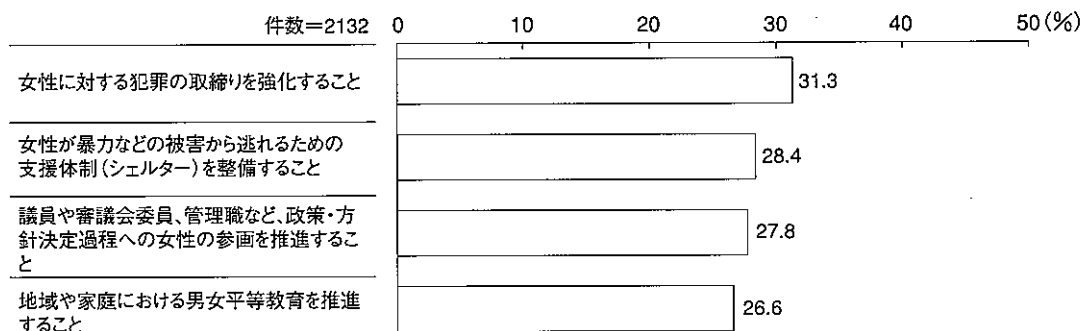
県民意識調査によると、女性の人権上、特に問題があることとして、「女性が被害者になる性犯罪」が49.1パーセントで最も多く、以下、「家庭において、夫が妻に暴力をふるうこと」40.7パーセント、「職場において、女性が不当に扱われること（賃金、職種、昇進など）」37.7パーセント、「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）を押し付けること」34.8パーセントと続いています。また、女性の人権を守るために必要なこととして、「女性に対する犯罪の取締りを強化すること」や「女性が暴力から逃れるための支援体制を整備すること」、「議員や審議会委員、管理職など、政策・方針決定過程への女性の参画を推進すること」、「地域や家庭における男女平等教育を推進すること」などが挙げられています。

なお、鹿児島地方法務局が発表した平成15年（2003年）の「人権侵犯事件」によると、人権侵犯事件で最も多かったのは、「夫の妻に対する強制強要」で、次に「夫の妻に対する暴行虐待」となっています。

(図8) 女性の人権上、特に問題があると思われること（複数選択）



(図9) 女性の人権を守るために必要と思われること（複数選択）



② 施策の基本方向

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことを言います。男女平等の実現を図るとともに、少子高齢化の進行、経済の情報化・国際化等社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の形成は緊急かつ重要な課題となっています。

このため、かごしまハーモニープラン及び県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、県男女共同参画センターを拠点に、男女共同参画の推進等に取り組む民間団体や個人の活動とのネットワーク化を図ります。

ア 男女平等教育・啓発の推進

一人ひとりが、相互に理解・協力し、それぞれの個性や能力を主体的に発揮して人間性豊かに生きるためには、人権意識に基づいた男女平等観を確立することが必要です。

このため、学校、家庭、地域社会、企業など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・啓発の充実に努めます。

イ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

女性の人権を確立するため、女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識を背景とした社会的慣習・慣行を改め、男女平等意識の確立を図ります。

また、女性が自らの意思で社会に参画し、その能力を十分発揮する機会が確保されていることは重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進を図ります。

ウ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは女性の人権を侵害する決して許されない行為であるという社会認識を広め、浸透を図るための教育・啓発を推進します。また、犯罪となる暴力に対しては厳正な取締りを進めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害女性の適切な保護・救済に積極的に取り組みます。

エ 男女の平等な就業環境の整備

雇用の分野における男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクション（積極的差別是正策）の促進を図るほか、セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動をより一層推進します。また、女性がその能力を十分発揮することができるよう、仕事と家庭生活を両立するための環境の整備や育児・介護等で離職した女性に対する再就職の支援等に努めます。

オ 刊行物等における女性の人権の尊重

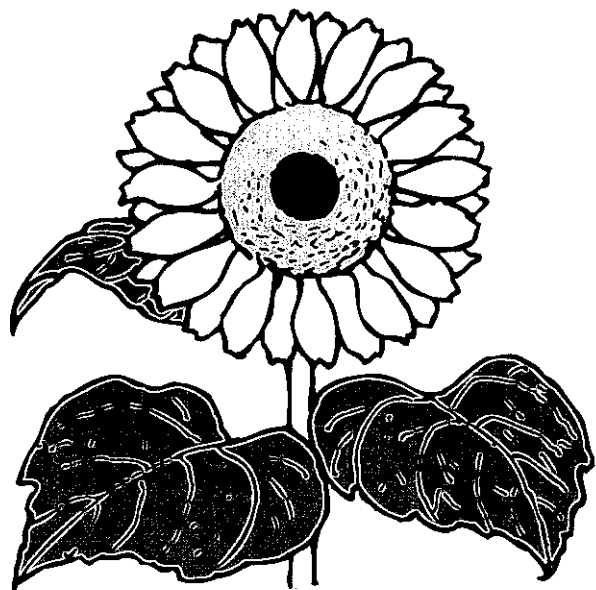
行政機関が作成する広報・出版物等において性別による固定観念にとらわれない表現

を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重が確保されるよう、その自主的な取組を要請します。

カ 相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性に対する暴力や就労の場における性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決を支援するため、県男女共同参画センターや県婦人相談所等各種相談機関において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行うとともに、鹿児島地方法務局、人権擁護委員、鹿児島労働局などの関係機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、鹿児島地方法務局に設置されている専用相談電話「女性の人権ホットライン」の周知と活用の促進を図ります。



(2) 子ども

① 現状と課題

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきたところですが、「児童の権利に関する条約」の意義を踏まえ、平成6年（1994年）に批准を行いました。そして、批准に前後して、子どもの権利擁護、健全育成の視点から、新たに子ども人権専門委員制度や主任児童委員制度を発足させています。また、子どもの健全育成や保護を一層充実させるため児童福祉法の大幅な改正を行いました。

さらに、児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発するとともに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」〔平成11年（1999年）〕や「児童虐待の防止等に関する法律」〔平成12年（2000年）〕の制定など個別立法による対応も進められています。

本県においては、昭和57年（1982年）に県青少年対策本部を設置し、青少年の健全育成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための取組を推進してきているほか、社会状況を踏まえながら、昭和36年（1961年）12月に制定した県青少年保護育成条例の適切な運用に努めています。特に、平成9年度（1997年度）からは、これまで展開してきた「未来へはばたけ青少年運動」の成果を継承しながら、自立の精神の涵養と国際的感覚の醸成に加え、豊かな感性を持った青少年を育てるため、学校、家庭、地域社会と一体となって「心豊かな青少年を育てる運動」を推進しています。

また、平成9年（1997年）には、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」を基本理念とし、「子どもが健やかに育ち、個々の自己実現が図られる環境づくり」及び「地域社会に支えられ、子育てに喜びが感じられる環境づくり」を基本目標とする「鹿児島県のびのび子どもプラン」（県子育て支援総合計画）を策定し、この中で、学校、家庭、地域社会などの分野別施策目標を掲げて、各種施策を推進しています。

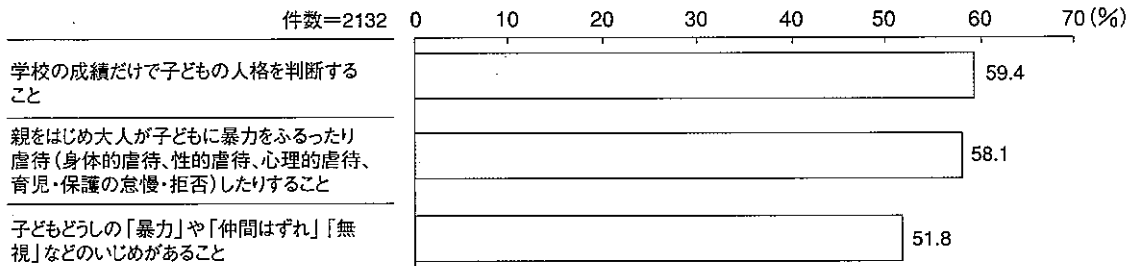
なお、鹿児島県のびのび子どもプランについては、平成16年度（2004年度）に策定する「次世代育成支援対策県行動計画」にその成果を引き継ぎ、平成17年度（2005年度）からは、同行動計画に基づき、次代の社会を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援し、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境づくりを図るための各種施策を推進することとしています。

さて、子どもを取り巻く環境は全国的に大きく変化しています。家庭においては、少子化や核家族化を背景に、子どもの親に対する暴力や、親の子どもに対する暴力、養育放棄、遺棄などの児童虐待が大きな問題となっています。また、学校においては、学歴を偏重する社会意識などを背景に、校内暴力、いじめ、不登校、体罰などが大きな問題となっています。さらに、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、人間関係の希薄化が進むなか、有害図書やビデオ等の氾濫やインターネットの出会い系サイト等を介した性的被害、シンナー等薬物乱用などが社会問題となっています。

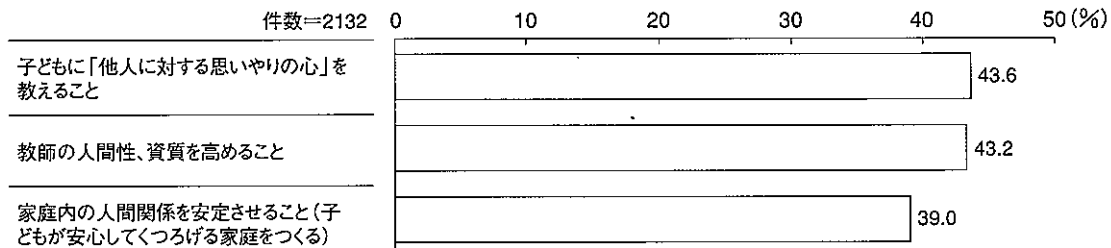
県民意識調査の結果をみると、子どもの人権上、特に問題があることとして、「学校の成績だけで子どもの人格を判断すること」が59.4パーセントで最も多く、以下、「親をはじめ大人が子どもに暴力をふるったり虐待したりすること」58.1パーセント、「子どもどうしの暴力や仲間はずれ、無視などのいじめがあること」51.8パーセントと続い

ています。また、子どもの人権を守るために必要なこととして、「子どもに他人に対する思いやりの心を教えること」や「教師の人間性、資質を高めること」、「家庭内の人間関係を安定させること（子どもが安心してくつろげる家庭をつくる）」などが挙げられています。

(図10) 子どもの人権上、特に問題があると思われること（複数選択）



(図11) 子どもの人権を守るために必要と思われること（複数選択）



② 施策の基本方向

子どもの人権については、大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さ、さらには、子どもは、自分の人権が侵害されても、自ら訴えることが困難なことが多いことを改めて認識し、大人が自らの責任を果たしていくことが求められています。また、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことも必要です。

こうした認識に立って、学校、家庭、地域社会などが一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進します。

ア 子どもの人権についての啓発活動の推進

児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

イ 心の教育の推進

学校の教育活動を通して、子どもの人権意識の高揚と定着を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して、生命の大切さ、正義感や倫理観、他人への思いやりなど子どもの豊かな心をはぐくむため、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、障害者や高齢者等との交流など様々な体験の機会を通して心の教育を推進します。

ウ 児童虐待等への対応

児童虐待、体罰、児童買春など子どもに対する肉体的、性的、精神的な傷害や苦痛をもたらすあらゆる暴力は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会認識の醸成に努めるとともに、被害を受けた子どもに対する救済・保護を目的とした相談体制の強化に努めます。特に、児童虐待については、児童相談所の機能の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関や地域住民が一体となってネットワークを構築し、早期発見や子どもの安全確保に重点を置いた対応に努めます。また、再発を防止するため、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングの充実を図るとともに、虐待を受けた子どもの心のケアに努めます。

エ いじめ、不登校等への対応

暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、スクールカウンセラー^{*}の配置など教育相談体制の充実をはじめとする取組を推進します。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底します。なお、学校・教育委員会・関係機関からなる支援組織を構築して個々の児童生徒の援助に当たるとともに、市町村教育委員会が開設している適応指導教室やボランティア・NPO等との連携を促進するなど、地域ぐるみの支援体制の整備を図ります。

オ 相談体制の充実

子育ての悩み、いじめや不登校、児童虐待などの様々な問題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、各種相談機関や相談員が相互に連携を図るためのネットワークの充実を図ります。また、鹿児島地方法務局において実施している子どもの人権相談や「子どもの人権110番」の周知を図るとともに、関係機関との緊密な連携の下に、これらの活用を促進します。

カ 保育の充実

保育に当たっては、子どもが保護の主体であるだけでなく、権利行使の主体であることを認識しつつ、日常保育の中で、幼児の発達段階に応じて「人権を大切に作る心を作る」保育をさらに推進します。

また、保育士や子どもにかかわる指導員等の研修会等において、子どもの人権をテーマにした講演等の実施を促進するなど、保育士等に対する人権教育・啓発の推進を図ります。

(3) 高齢者

① 現状と課題

我が国においては、平成27年（2015年）には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されていますが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっています。

このため、国においては、平成7年（1995年）12月に高齢社会対策基本法を施行し、以後、同法に基づく高齢社会対策要綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきました。また、平成13年（2001年）12月には、より一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されました。

本県では、全国平均に約10年先行する形で高齢化が進んでおり、高齢化社会対策は、県政を進める上での重要な課題の一つとなっています。

このようななか、平成12年（2000年）4月に介護保険法が施行されてから3年が経過することに伴い、平成15年（2003年）3月に県介護保険事業支援計画を含む「鹿児島すこやか長寿プラン2000」を見直し、「鹿児島すこやか長寿プラン21」を策定したところであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の整備や、ホームヘルパーなどの在宅福祉サービスの供給体制の計画的な整備に努めています。

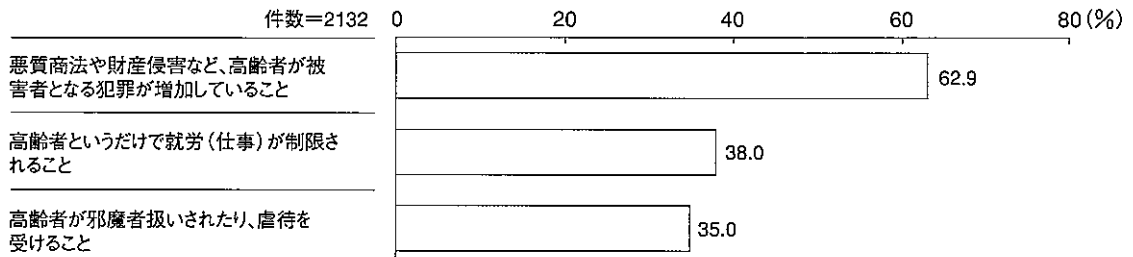
また、県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」を展開するとともに、「ふれあいプラザなのはな館」の活用などにより、高齢者の生きがい・健康づくりを促進しているほか、高齢者が社会の担い手として、元気に社会参加できるような地域社会づくりを目指す「ヤング高齢者元気活躍プラン」を推進するため、市町村の主体的な取組を促進しています。

また、痴呆高齢者の「痴呆」の呼称には、蔑視的な意味合いが含まれているとの指摘がなされたことから、平成16年（2004年）6月に厚生労働省に有識者による「『痴呆』に替わる用語に関する検討会」が設置され、平成16年（2004年）12月に、同検討会は、「痴呆」に替わる新たな用語として、「認知症」が最も適当であるとの報告書をまとめました。この報告を踏まえ、厚生労働省は、「痴呆」の用語を「認知症」に変更しました。

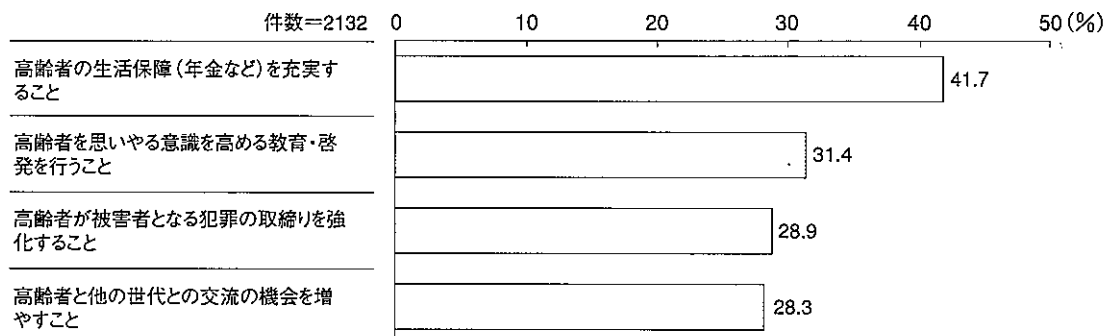
県民意識調査によると、高齢者の人権上、特に問題があることとして、「悪質商法や財産侵害など、高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」が62.9パーセントで最も多く、以下、「高齢者というだけで就労（仕事）が制限されること」38.0パーセント、「高齢者が邪魔者扱いされたり、虐待を受けること」35.0パーセントと続いています。次に、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「高齢者の生活保障（年金など）を充実すること」が最も多く、以下、「高齢者を思いやる意識を高める教育・啓発を行うこと」、「高齢者が被害者となる犯罪の取締りを強化すること」、「高齢者と他の世代との交流の機会を増やすこと」などが挙げられています。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

(図12) 高齢者の人権上、特に問題があると思われること（複数選択）



(図13) 高齢者の人権を守るために必要と思われること（複数選択）



② 施策の基本方向

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進します。

ア 高齢者の人権についての啓発活動の推進

高齢者の人権についての県民の理解と認識を深めるとともに、高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を推進します。

イ 福祉教育の推進

学校教育においては、高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深めさせる教育を推進します。

ウ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への虐待や財産権の侵害は、高齢者の人権を侵害するものであるという認識が

広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会認識の醸成に努めます。

虐待については、在宅介護支援センターやシルバー110番等において、介護や日常生活の悩みごとに関する相談に応じるなど、その未然防止に努めます。虐待を受けている高齢者については、市町村等において早期発見に努めるとともに、個別のケースに応じて、在宅サービスの活用や特別養護老人ホームへの入所など、適切な措置が図られるよう、助言等に努めます。

悪質商法等による財産権の侵害については、市町村との緊密な連携の下、高齢者に対する啓発活動や相談体制の充実を図り、その未然防止に努めるとともに、事案が発生した場合は、適切に対応します。

また、判断能力の不十分な認知症高齢者については、成年後見制度の周知と活用の促進を図ります。

エ 世代間交流の充実

高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、市町村や関係機関とも連携を図りながら、世代間交流の充実に努めます。

オ 「老人の日・老人週間」等を通じた啓発

「老人の日（9月15日）・老人週間（9月15日～21日）」を中心に、高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く県民に高齢者の福祉や人権について身近なこととして理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

カ 高齢者の雇用・就業機会の確保

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を目指し、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図るため、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会などの関係機関・団体との連携の下に、企業に対する啓発活動を推進します。

キ バリアフリー^{*}の推進

高齢者等が住み慣れた地域の中で安全かつ快適な生活を送ることのできる「福祉のまちづくり」を一層推進するため、ユニバーサル・デザインの考え方も取り入れながら、県有施設をはじめ民間等の公共的施設のバリアフリー化の促進に努めます。また、高齢者等が電車、バス、旅客船、航空機等を安全かつ快適に利用できるよう、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナル等のバリアフリー化を促進します。

(4) 障害者

① 現状と課題

平成16年(2004年)に改正された障害者基本法第3条第3項は、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定していますが、現実には、障害者は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれています。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

国においては、昭和57年(1982年)3月に「障害者対策に関する長期計画」を策定するとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部(平成8年1月、障害者施策推進本部に改称)が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなりました。また、平成5年(1993年)3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成7年(1995年)12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度(1996年度)から平成14年度(2002年度)までの7か年を計画期間とする「障害者プラン」を策定し、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られてきました。

平成14年(2002年)12月には、平成15年度(2003年度)を初年度とする10か年計画の「障害者基本計画」が策定され、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図ることとなりました。

本県においても、平成7年(1995年)に県新障害者対策長期計画を策定するとともに、平成9年(1997年)には、その重点実施計画として、平成9年度(1997年度)から平成14年度(2002年度)までの6か年を計画期間とする「鹿児島いきいき障害者プラン」(県障害者施策重点実施計画)を策定し、障害者の生涯の各時期において、全人間的復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」や障害者が障害のない者と同様に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組を進めてきました。

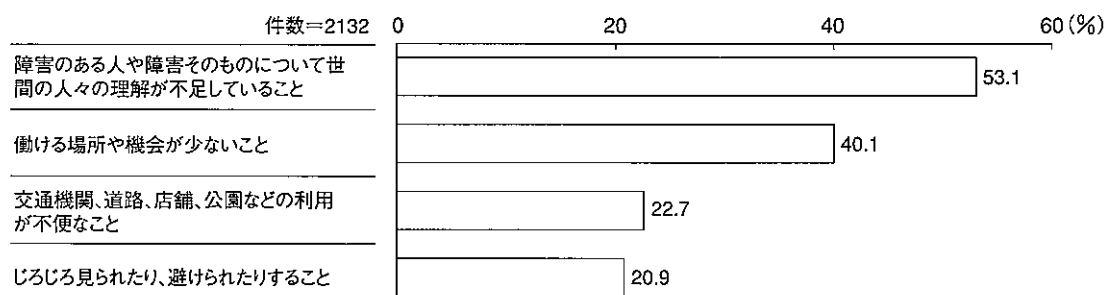
平成15年度(2003年度)には、国の障害者基本計画の策定や介護保険制度の創設、支援費制度への移行など障害者を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成15年度(2003年度)を初年度とする10年間にわたる障害者施策の基本的方策を示した「県障害者計画」及びその前期5か年の重点実施計画である「鹿児島いきいき障害者プラン21」を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、「ノーマライゼーション」の理念の下に、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図っています。

なお、平成16年(2004年)に発達障害者支援法が成立し、自閉症などの発達障害についても、県障害者計画の中で支援を図ることとしています。

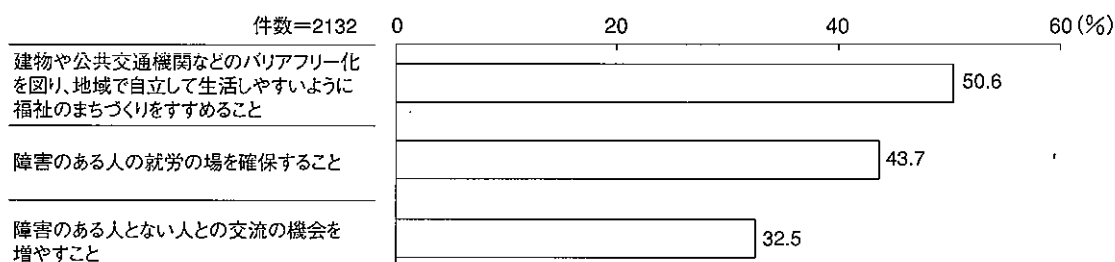
しかしながら、県民意識調査では、障害者の人権上、特に問題があることとして、「障害のある人や障害そのものについて世間の人々の理解が不足していること」が53.1パーセントで最も多く、以下、「働く場所や機会が少ないこと」40.1パーセント、「交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと」22.7パーセント、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」20.9パーセントと続いています。また、障害者の人権を守るた

めに特に必要なこととして、「建物や公共交通機関などのバリアフリー化」や「障害のある人の就労の場を確保すること」、「障害のある人となない人との交流の機会を増やすこと」などが挙がっています。

(図14) 障害者の人権上、特に問題があると思われること（複数選択）



(図15) 障害者の人権を守るために必要と思われること（複数選択）



② 施策の基本方向

近年、障害の重度化、障害者の高齢化が進行しているなか、障害者も社会の他の構成員が享受しているものと同等の権利を有し、また果たすべき義務を負い、責任ある個人として主体的に自身の生活を設計し、社会の発展に能動的に参加していくことが求められています。

このため、県障害者計画や「鹿児島いきいき障害者プラン21」を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、以下の取組を積極的に推進します。

ア 障害者の人権についての啓発活動の推進

障害や障害者に対する偏見や差別意識を解消し、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合いながらともに生きる「共生社会」を実現するため、あらゆる機会と媒体を活用しながら、障害者の人権に関する啓発活動を推進します。

イ 福祉教育の推進

障害者に対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流及び学

習活動を通じて、児童生徒、保護者及び教職員等に対する啓発活動を推進するとともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進します。

ウ 「障害者週間」を通じた啓発

「障害者週間」(12月3日～9日)を中心に、障害者問題に対する理解と認識が深まるよう、県障害者保健福祉大会の開催や体験作文等の募集など、広く県民に対する啓発・広報に努めます。

エ 障害者の権利擁護の推進

雇用差別や虐待等は、障害者の人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じた社会意識の醸成に努めます。

また、障害者の人権問題の解決を図るため、福祉事務所など関係機関との緊密な連携の下、鹿児島地方法務局の常設人権相談所等における人権相談の活用を図るとともに、「障害者110番」事業の実施など、人権擁護のための相談体制の充実に努めます。

さらに、知的障害者、精神障害者などの中で、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、NPO等との連携も図りながら、成年後見制度の周知と活用を促進を図ります。

虐待等の人権侵犯事件については、適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

オ 盲・聾・養護学校等における教育の充実

従来の特種教育(盲・聾・養護学校や特殊学級等)の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うよう努めます。

カ 障害者の雇用・就業機会の確保

「障害者雇用支援月間」(9月)を中心に雇用啓発活動を推進するとともに、障害者雇用率制度の厳正な運用により、障害者の就業機会の確保に努めます。

また、国が実施している障害者に対する職業相談・職業紹介等との連携を図りながら、公共職業安定所(ハローワーク)に配置している障害者雇用対策推進員を活用して、企業情報の収集等を実施し、障害者の能力・特性に応じた職域の拡大に努めるとともに、短時間雇用や在宅就業等の普及を図ります。

さらに、障害者職業センターや福祉関係機関との連携を図りながら、障害者の特性に応じた職業リハビリテーションを実施するとともに、職場適応援助者(ジョブコーチ)や「障害者就業・生活支援センター」の活用を促進し、障害者の雇用促進・職場定着に努めます。また、一般企業での就労が困難な障害者を対象に、通所授産施設等の整備を促進します。

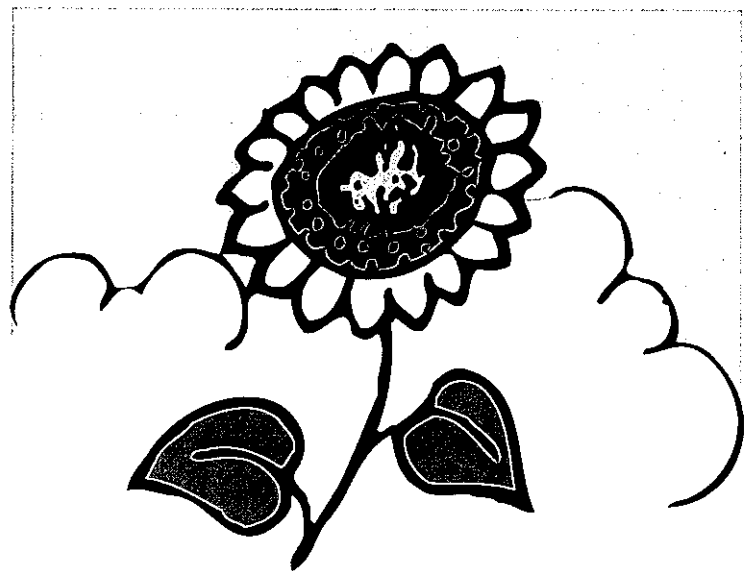
キ 雇用の場における人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会などの関係機関・団体との連携の下に、企業に対する啓発活動を推進します。

また、鹿児島労働局など関係機関との連携を図りながら、障害者の公正な採用・選考が行われるよう啓発に努めます。

ク バリアフリーの推進

障害者等が住み慣れた地域の中で安全かつ快適な生活を送ることのできる「福祉のまちづくり」を一層推進するため、ユニバーサル・デザインの考え方も取り入れながら、県有施設をはじめ民間等の公共的施設のバリアフリー化の促進に努めます。また、障害者等が電車、バス、旅客船、航空機等を安全かつ快適に利用できるよう、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナル等のバリアフリー化を促進します。



(5) 同和問題

① 現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、その本質については、昭和40年(1965年)の同和对策審議会答申に詳細な記述がみられます。

答申は、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

また、同和地区住民に完全に保障されていないとされている市民的権利、自由に関しては、次のように述べています。

「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。」従って、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることが同和问题解決の中心的課題である。」

このように、同和問題は、その本質をみれば、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であるだけに、その早急な解決は、国の責務であり、基本的人権を等しく保障されている国民一人ひとりの課題ともなっています。そして、このような認識の下、昭和44年(1969年)に同和对策事業特別措置法が制定され、その後新たな立法措置や法改正を経て、30年以上にわたり、同和地区住民の生活実態の中にあらわれている「実態的差別」及び人々の観念や意識のうちに潜在し、言語や文字や行為を媒介として顕在化する「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。

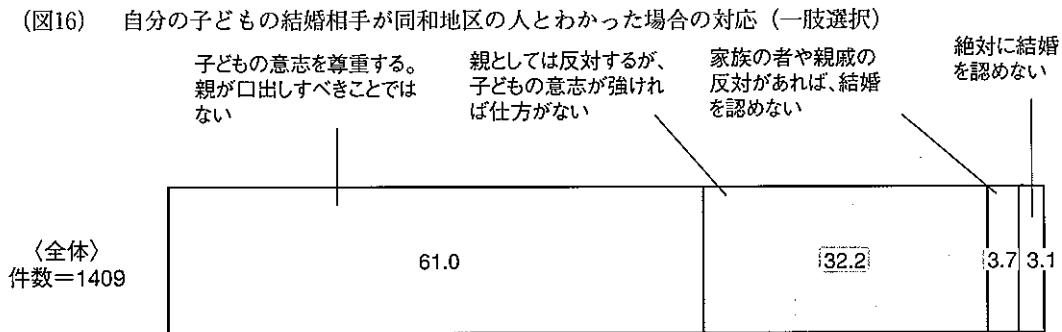
本県においては、昭和50年(1975年)に知事部局に同和对策室(現人権同和对策課)を、昭和56年(1981年)には教育庁に同和教育室(現人権同和教育課)を、同年、関係市町村との連携強化の必要から、県同和对策推進協議会(現県同和对策連絡協議会)を設置するなど、同和对策の推進体制の整備・充実を図ってきました。そして、住宅、道路などの生活環境改善対策、保育事業などの福祉保健向上対策、土地改良事業、共同利用施設の整備、各種資金の貸付けなどの産業振興対策を推進する一方で、教育面においては、教育の機会均等を確保するため、奨学金などの貸与制度を運用するとともに、学力格差の是正や進路指導の充実、心の教育の推進等の教育課題に応えるため、一人ひとりを大切にした同和教育の実践を全県下の学校で推進しています。

啓発活動では、県民の同和问题に対する正しい理解と認識が深まるよう、各種広報媒体の活用をはじめ、講演会の開催などに取り組むとともに、企業等の公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発に努めています。なお、平成3年(1991年)に設置した県同和问题啓発推進協議会(現県人権同和问题啓発推進協議会)においても、組織的に幅広く取り組んできています。

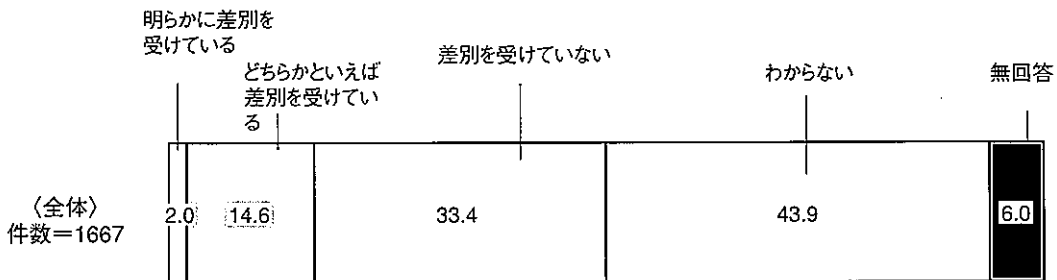
これらの取組により、同和地区における生活環境をはじめとする物的事業については、

相当の成果があがってきていますが、心理的差別の解消については、なお、十分とはいえない状況にあります。例えば結婚問題について、県民意識調査によると、子どもの結婚相手が同和地区の人であることがわかった場合の同和地区以外の親の態度として、条件付きを含め「結婚は認めない」が6.8パーセントとなっているほか、親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がないとする態度が32.2パーセントとなっています。また、同和地区出身者の就職に関する差別については、「明らかに差別を受けている」が2.0パーセント、「どちらかといえば差別を受けている」が14.6パーセントとなっており、これらを合わせると、16.6パーセントの人が、同和地区出身者は就職に関して差別を受けていると思っていることがわかります。

こうしたことから、同和問題については、歴史的な経緯も踏まえながら、その解決に向け、人権教育・啓発施策の更なる推進を図る必要があります。



(図17) あなたは、就職（採用時）に関して、同和地区の人は現在差別を受けていると思いますか。（一肢選択）



② 施策の基本方向

同和問題解決のための今後の教育・啓発活動の展開方向については、平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会意見具申において、「国や地方公共団体はもとより、基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は、過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。」従って、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法

への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」という認識と考え方が示されています。

本県においても、このような認識及び考え方を尊重し、差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動を積極的に推進します。

ア 同和問題についての教育・啓発活動の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るためには、県民一人ひとりがこの問題を自分自身の課題として捉えることが必要です。

このため、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、これまでの同和教育・啓発活動の成果、手法を生かし、更に工夫を加えながら、県同和对策連絡協議会や県人権同和问题啓発推進協議会、関係団体との連携の下、差別意識の解消に向けた同和教育及び啓発活動を積極的に推進します。

イ 隣保館^{*}活動の推進

隣保館活動の推進に当たっては、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行えるよう、適切な助言指導に努めます。

ウ えせ同和行為^{*}の排除

えせ同和行為は、同和問題や同和地区関係者に対する予断や偏見をあおり、増幅させるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

このため、えせ同和行為の排除に向け、啓発活動を推進するとともに、関係機関や企業等に対する適切な情報提供や助言に努めます。

エ 差別事象への対応

結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等については、人権侵犯事件として適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

また、鹿児島地方法務局、県、市町村等関係機関・団体が緊密に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

オ 企業における公正な採用選考の促進

就職に関する差別をなくすため、雇用主に対して公正な採用選考が行われるよう、県人権同和问题啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、企業に対する啓発活動を推進します。

また、差別のない明るい職場づくりを目指して企業が行う公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の促進を図るため、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

(6) 外国人

① 現状と課題

我が国の外国人登録者数は、昭和59年（1984年）の84万1千人が、平成14年（2002年）にはその約2.2倍の185万1千人になるなど、年々増加しています。

我が国のこのような急速な国際化、ボーダーレス化（無国境化）の進展に伴い、本県に在住する外国人も、昭和55年（1980年）の1,359人が、平成14年（2002年）には5,348人と約4倍に増加しており、アジア諸国を中心にその国籍も80数箇国に及んでいます。国際社会における相互依存関係が強まっているなか、今後とも本県に在住する外国人は増加することが予想されます。

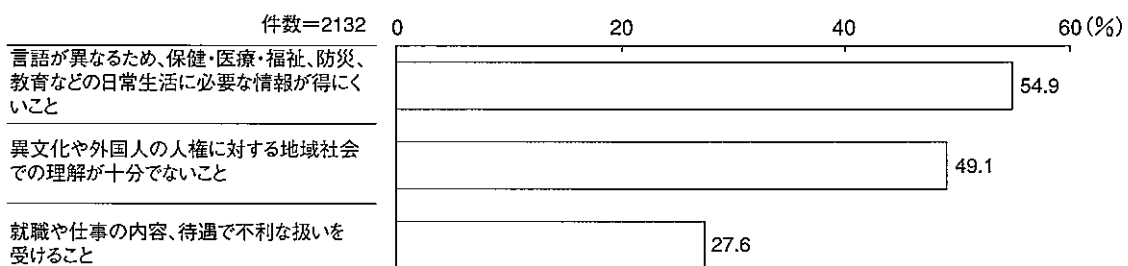
本県においては、これまで、県民、国際交流団体、在住・来訪外国人相互の交流や情報交換の拠点施設として「県国際交流プラザ」を開設するとともに、アジア・太平洋地域を中心とする海外諸国との国際交流・協力に関する研修、県民と外国人との交流の場として「県アジア・太平洋農村研修センター」を整備するなど、国際交流基盤の整備に努めています。また、国際化に対応していくためには、県民一人ひとりが、自分とは異なる言語、習慣、文化等をもつ人々に対する温かい思いやりと、異文化理解の柔軟性や人類共通の問題に対する感受性を併せもつことが必要であることから、国際理解を深めるための各種行事等を開催するなど普及啓発活動を行っています。

しかし、我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、言語、習慣、文化等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。全国的には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居に係る差別的取扱い等の問題が生じています。

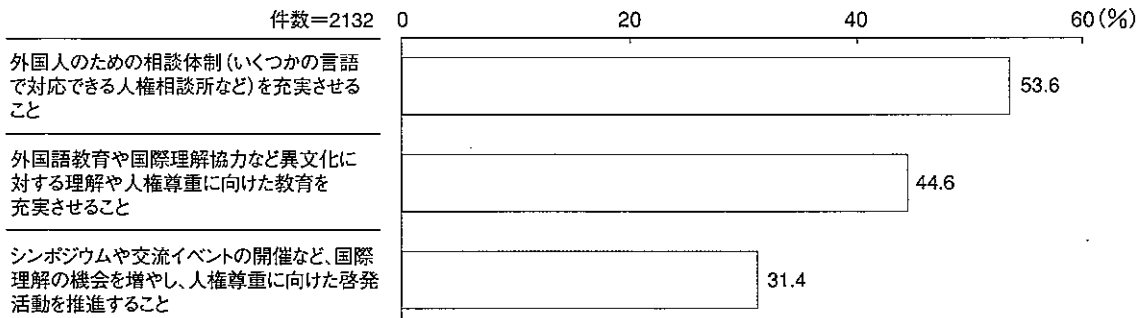
これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていくと考えられますが、未だに一部に問題が存在しています。

県民意識調査では、外国人の人権上特に問題があることとして、「言語が異なるため保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が54.9パーセントで最も多く、以下、「異文化や外国人の人権に対する地域社会での理解が十分でないこと」49.1パーセント、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」27.6パーセントと続いています。また、外国人の人権を守るために必要なこととして、「外国人のための相談体制を充実させること」、「外国語教育や国際理解教育など異文化に対する理解や人権尊重に向けた教育を充実させること」などが挙げられています。

(図18) 外国人の人権上、特に問題があると思われること（複数選択）



(図19) 外国人の人権を守るために必要と思われること（複数選択）



② 施策の基本方向

本県に在住する外国人は、今後も増加することが見込まれています。

このため、外国人が地域社会の一員として尊重され、安心して生活できる社会づくりを推進します。

ア 外国人の人権についての啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化、習慣等の多様性を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指した啓発活動を推進します。

イ 国際理解教育の推進

学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて、広い視野をもち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

ウ 相談体制の充実

外国人の人権問題の解決を図るため、鹿児島地方法務局など関係機関・団体と緊密に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

また、人権侵犯事件については、適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

エ 外国人にやさしい街づくりの推進

県内の外国人が安心して快適に生活できるよう、県や市町村、民間団体が実施する国際理解講座や各種行事などを通じて、外国人に対する理解を深めたり、外国人との交流活動を促進するとともに、国際交流・協力を目的とするボランティア・NPO等との連携を強化し、その自主的取組の促進に努めます。また、ユニバーサル・デザインの考え方も取り入れながら、外国語標識、案内板の整備などに努めます。

(7) HIV（エイチ・アイ・ブイ）感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠ですが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせません。

[HIV感染者等]

① 現状と課題

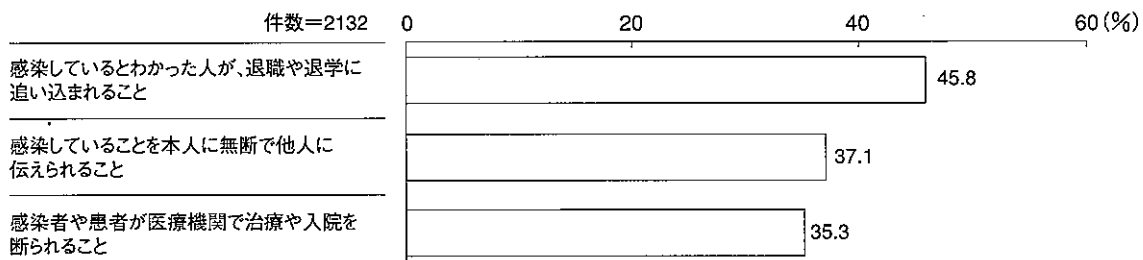
HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあります。我が国においても昭和60年（1985年）3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速に関心が高まってきました。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできましたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

県民意識調査の結果をみると、エイズ患者・HIV感染者の人権が尊重されていないと思うこととして、「感染しているとわかった人が、退職や退学に追い込まれること」が45.8パーセントで最も多く、以下、「感染していることを本人に無断で他人に伝えられること」37.1パーセント、「感染者や患者が医療機関で治療や入院を断られること」35.3パーセントと続いています。

(図20) エイズ患者・HIV感染者の人権が尊重されていないと思うこと（一肢選択）



② 施策の基本方向

H I V感染者等が地域社会で安心して生活できる社会づくりが求められています。

このため、H I V感染者等が尊厳をもって、安心して暮らせる社会の実現を目指し、病気に関する正しい知識の普及・啓発の一層の推進や相談体制の充実等に努めます。

ア H I V感染症等に関する啓発活動の推進

H I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、シンポジウムの開催などのほか、「世界エイズデー」(12月1日)を中心とした1か月間を「鹿児島レッドリボン月間」(11月16日～12月15日)と定め、集中的に普及啓発活動を行うとともに、ボランティア団体やNPO等と連携しながら、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識の解消を図ります。

イ エイズ教育の推進

学校においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する差別や偏見をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進します。

ウ 相談体制の充実

エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、鹿児島地方法務局や医療機関などの関係機関・団体と緊密に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

エ 人権侵害への対応

エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件として、適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。

[ハンセン病患者・元患者等]

① 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くないにもかかわらず、我が国においては、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはありませんでした。平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入

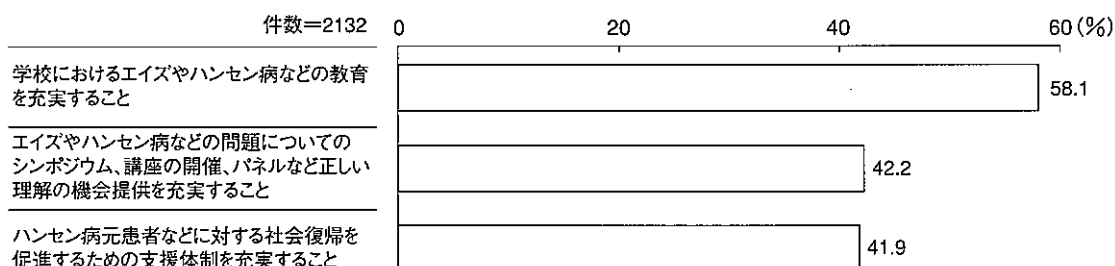
所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況の下、平成13年（2001年）5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決が下されました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

しかしながら、ハンセン病患者・元患者等に関する入居拒否や宿泊拒否、日常生活における差別や嫌がらせなどハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあります。

県民意識調査では、ハンセン病元患者などの人権を守るために必要なこととして、「学校におけるエイズやハンセン病などの教育を充実すること」が58.1パーセントで最も多く、以下、「エイズやハンセン病などの問題についてのシンポジウム、講座の開催、パネルなど正しい理解の機会提供を充実すること」42.2パーセント、「ハンセン病元患者などに対する社会復帰を促進するための支援体制を充実すること」41.9パーセントと続いています。

(図21) HIV感染者、ハンセン病元患者などの人権を守るために必要と思われること（一肢選択）



② 施策の基本方向

ハンセン病患者・元患者等が地域社会で尊厳をもって安心して生活できる社会の実現を目指し、病気に関する正しい知識の普及・啓発の一層の推進に努めるとともに、社会復帰に向けた各種の支援を行います。

ア ハンセン病に関する啓発活動の推進

啓発資料の作成・配布、各種の広報活動や講演会の開催、療養所入所者との交流等を通じて、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進します。特に、「ハンセン病を正しく知る週間」（6月下旬）においては、集中的に啓発活動を実施します。また、学校、家庭、地域社会、企業においても、啓発資料の適切な活用を図ります。

イ 社会復帰に向けた支援

ハンセン病元患者等の社会復帰を支援するため、社会生活における様々な問題に対応した相談体制を整備し、療養所入所者等の県営住宅への入居をはじめ、社会復帰に向け

た各種の相談等に積極的に取り組みます。

また、人権問題の解決を図るため、鹿児島地方法務局や療養所、保健所などの関係機関・団体と密接に連携しながら、人権相談の促進を図ります。

ウ 人権侵害への対応

ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否や宿泊拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題がありますが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。



(8) 犯罪被害者等

① 現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為により生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、さらには近隣のうわさ話等による不快感から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。また、一部マスメディアによる行き過ぎた取材や報道による生活の平穩の侵害等も指摘されています。

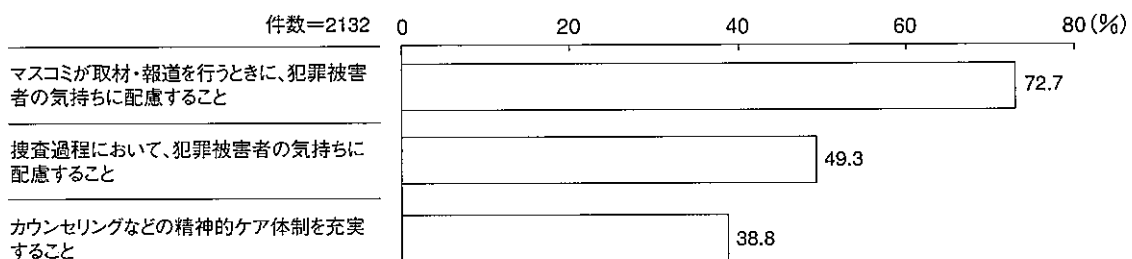
犯罪被害者等の権利の保護を図るため、平成12年(2000年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年(2001年)には犯罪被害者等給付金支給法の一部改正がなされ、犯罪被害者給付金制度が拡充されたところですが、平成16年(2004年)には、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための犯罪被害者等基本法が成立し、6ヶ月以内に施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を実施することになっています。

本県においては、平成8年(1996年)に警察本部警務課に被害者対策係を設置して、被害者支援に関する指導、調整、関係機関との連携、犯罪被害者等給付金の裁定事務等を行うとともに、平成10年(1998年)に被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進する基本方針となる県警察被害者対策要綱を制定し、警察における犯罪被害者対策を推進しています。

さらに、同年、県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県関係部局等と連携して「県犯罪被害者等支援連絡協議会」を組織し、犯罪被害者等のニーズに対応した被害者支援を推進しています。

県民意識調査によると、犯罪被害者の人権が尊重されるために必要なこととして、「マスコミが取材・報道を行うときに、犯罪被害者の気持ちに配慮すること」が72.7パーセントで最も多く、以下、「捜査過程において、犯罪被害者の気持ちに配慮すること」49.3パーセント、「カウンセリングなどの精神的ケア体制を充実すること」38.8パーセントと続いています。

(図22) 犯罪被害者の人権が尊重されるために必要と思われること(複数選択)



② 施策の基本方向

犯罪被害者等が地域社会で安心して生活できるようにするため、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めます。

ア 犯罪被害者等の人権についての啓発活動の推進

県民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮することができる社会の実現を目指して、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、世論の形成に大きな影響を及ぼす可能性を有しているマスメディアの自主的な取組が図られるよう理解を求めています。

イ 犯罪被害者等に対する支援の充実

犯罪被害者等への情報提供、相談、カウンセリング体制の整備、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減等の施策を推進するとともに、県犯罪被害者等支援連絡協議会を柱とした関係機関・団体と連携して犯罪被害者等への支援施策を強化します。また、犯罪被害者等の多様なニーズに対応するため、犯罪被害者やその家族が安心して相談でき、きめ細かな援助を受けることのできる民間の犯罪被害者支援団体の設立を支援し、犯罪被害者等の支援の一層の充実に努めます。

(9) インターネット等による人権侵害

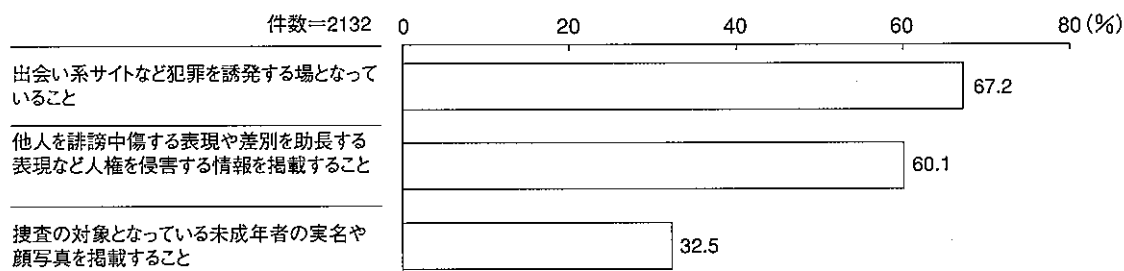
① 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、未成年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

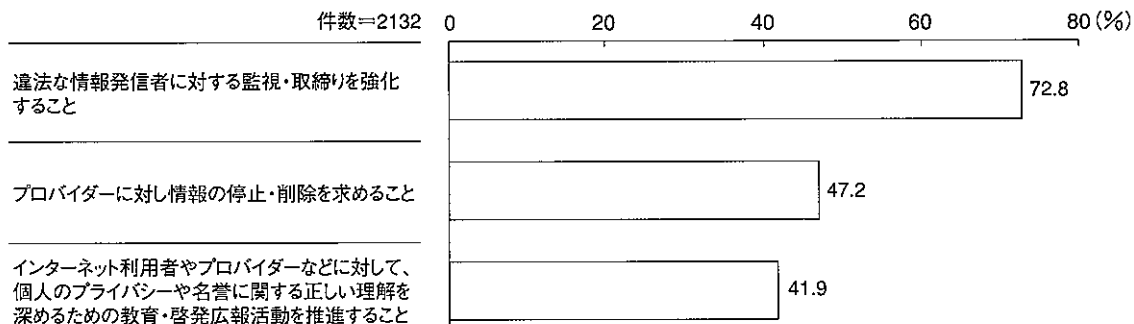
また、携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話のメール等を使った誹謗中傷等による人権侵害も発生しています。

県民意識調査でも、インターネットによる人権侵害の問題点として、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が67.2パーセントで最も多く、以下、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報を掲載すること」60.1パーセント、「捜査の対象になっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること」32.5パーセントと続いています。

(図23) あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在どのような問題が起きていると思いますか。
(複数選択)



(図24) インターネットによる人権侵害を解決するために必要と思われること (複数選択)



憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロ

バイダー（インターネット接続事業者）に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応が行われています。

また、平成14年（2002年）5月には、プロバイダー等の自主的な対応を促進するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行され、これにより、ホームページ等において権利の侵害があった場合、プロバイダーに対し、発信者情報の開示を請求できるようになるとともに、相当の理由がある場合には、プロバイダーが書き込みを削除しても発信者に対して損害賠償責任を負わないこととなりました。

② 施策の基本方向

情報化社会の進展に伴い、インターネット等については、今後も急速な普及・発展が見込まれています。このため、インターネット等を利用する一人ひとりが個人のプライバシーや名誉、情報モラル^{*}について正しい理解と認識を深めるよう、啓発活動の推進や教育の充実に努めます。

ア 啓発活動の推進

ホームページ等への差別的な書き込みや個人情報の無断掲示等については、不特定多数の人がこれを閲覧できることから、重大な人権侵害につながる恐れがあります。また、携帯電話のメール等を使った個人の誹謗中傷等については、犯罪の誘因になることも考えられます。

このため、インターネット等を利用する一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報の掲載、送付等をしないよう、各種研修会やテレビ、ラジオなどのメディアを活用して、積極的な啓発活動に努めます。

また、インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、鹿児島地方法務局など関係機関・団体と緊密な連携の下、適切な解決を図ります。

イ 情報モラルに関する教育の充実

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解できるようにするための教育の充実に努めます。

(10) 北朝鮮当局による拉致問題等

現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成22年（2010年）までに、本県出身の2人を含む17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しています。このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めていますが、その中にも本県関係者が含まれています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くされています。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

本県においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、平成18年10月、県庁内に「拉致問題庁内連絡会議」を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制を整えています。

施策の基本方向

拉致問題等については、その解決には県民一人ひとりの声が必要な力となることから、正しい知識の普及を図り、県民の関心と認識を深めるため、以下の取組を積極的に推進します。

ア 拉致問題等についての啓発活動の推進

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、「人権同和問題県民のつどい」などにおける写真パネル展等の開催や広報媒体を活用して啓発・広報に努めるとともに、人権啓発パンフレットの作成・配布や研修専門員による人権同和問題研修などを通じて、広く県民に対する啓発活動を推進します。

イ 学校における教育の充実

人権教育資料等を活用して教職員への周知に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

(11) その他の重要課題

これらの他にも、刑を終えて出所した人への差別や偏見，ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行，同性愛者への差別といった性的指向に係る問題，アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。

このため、これらのことも踏まえながら、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。